

広島市価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書
(申請を必要とする世帯の場合)

第2版

記入例

広島市長 殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
〇〇〇 〇〇〇	明治・大正・昭和・平成・令和 55年 5月 5日	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 電話 123 (456) 789

2. 世帯の状況

(1) 基準日(令和5年12月1日)時点で申請者が属する世帯の世帯員

○基準日(令和5年12月1日)時点で申請者と同一の住民票にいる世帯員を全て記入してください。

○「令和5年1月1日時点の住所」欄が「広島市外」に該当する(☑)方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を提出してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分を提出してください。)

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	広島市外の場合には 令和5年1月1日時点の住所を記入	住民税均等割課税状況
	□広島市内 ☑広島市外					
1	(申請者)	本人		□広島市内 ☑広島市外	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	□課税されている ☑課税されていない □未申告
2	△△ △△	妻	明・大・昭・平・令 ◇ 月 ◇ 日	□広島市内 ☑広島市外	同上	□課税されている □課税されていない ☑未申告
3	□□ □□	子	明・大・昭・平・令 ◇ 月 ◇ 日	□広島市内 ☑広島市外	同上	□課税されている □課税されていない ☑未申告
4			明・大・昭・平・令 月 日	□広島市内 □広島市外		□課税されている □課税されていない □未申告
5			明・大・昭・平・令 月 日	□広島市内 □広島市外		□課税されている □課税されていない □未申告
6			明・大・昭・平・令 月 日	□広島市内 □広島市外		□課税されている □課税されていない □未申告

※「基準日以降に生まれた新生児」や、「基準日時点で別世帯だが扶養している児童(注)」がいる場合については、下欄も記入してください。(いない場合は記入は不要です。)

(注)児童の属する世帯の世帯主が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金(子ども加算(対象児童1人につき5万円))を受給していない場合に限りです。

(2) 基準日以降に生まれた新生児・基準日時点で別世帯だが扶養している児童

○対象児童のうち、「基準日以降(令和5年12月2日以降)に生まれた新生児」及び「基準日時点で別世帯(申請者と住民票が別である)だが扶養している児童」について、下欄に記入してください。

※対象児童…申請者が属する世帯の世帯員が扶養している(生計が同一である)、平成17年4月2日生まれ以降の児童

○「同居・別居の別」については、「基準日以降に生まれた新生児」は申請日時点、「基準日時点で別世帯だが扶養している児童」については基準日(令和5年12月1日)時点で記入してください。

○対象児童の住所が「広島市外」に該当する(☑)方は、当該児童の属する世帯の住民票の写し(世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かるもの)を提出してください。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	同居・別居の別	別居の場合には対象児童の住所を記入	
	□同居 □別居				□広島市内 □広島市外	
1			平・令 月 日	□同居 □別居	□広島市内 □広島市外	
2			平・令 月 日	□同居 □別居	□広島市内 □広島市外	
3			平・令 月 日	□同居 □別居	□広島市内 □広島市外	

裏面も必ずご確認ください

3. 振込口座(原則、1.の申請者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

下欄に記入し、当該口座の確認書類を提出してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	金融機関コード	支店名	店番号	種別	口座番号(右詰め)
〇〇〇 1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	1 2 3 4	△△ 本・支店 本・支所 出張所	1 2 3	1 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7
口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	〇 〇 〇	〇 〇 〇			

- ※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・店番号・預金種別・口座番号「7桁」(通帳見開き下部記載)、口座名義を記入してください。
- ※ マイナポータル等で登録した公金受取口座の情報を利用したい場合は、別途書類の提出が必要となりますので、広島市価格高騰重点支援給付金事務センター(082-569-4504)にご連絡ください。
- ※ 金融機関の口座がない等の理由で、どうしても口座による受け取りができない方は、上記事務センターにお問合せください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、下記署名欄に署名してください。

- 広島市価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
※以下の要件を全て満たす。
- ア 世帯の全員が、令和5年度の住民税が非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度の住民税が課税されている者から扶養を受けている世帯ではない。
ウ 世帯の中に、住民税課税となる所得がある者やそれが未申告である者はいない。
エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている者はいない。
- (子ども加算の対象児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいる場合のみ)子ども加算の支給要件に該当します。
※以下の要件を全て満たす。
- ア 子ども加算の対象児童を扶養しており、生計が同一である。(子ども加算は、当該児童の属する世帯の世帯主への支給を原則とする。)
イ 子ども加算の対象児童は、施設入所児童ではない。
ウ 子ども加算の対象児童分の子ども加算の支給を受けておらず、また、他の者にも支給されていない。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書の提出期限が令和6年5月31日(消印有効)(※)であることに同意します。
※基準日以降に生まれた新生児の子ども加算分については令和6年8月30日(消印有効)。
 - 広島市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月14日(※)までに、広島市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
※基準日以降に生まれた新生児の子ども加算分については令和6年9月13日。
 - 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(子ども加算を含む。)を返還します。
 - 既に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金(7万円、10万円又は子ども加算(対象児童1人につき5万円))の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主が含まれる世帯ではありません。

提出書類

※提出書類に不備がある場合、給付を受けられませんので、よくご確認ください。

- 広島市価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 申請者の本人確認書類の写し(コピー)
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「令和5年1月1日時点の住所」欄が「広島市外」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和5年度の住民税非課税証明書」の写し(コピー)
- (対象児童の住所が「広島市外」に該当する場合のみ)
「当該児童の属する世帯の住民票」の写し(コピー)(世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かるもの)

本申請の内容に相違ありません。また、上記の全ての【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。

令和 6 年 〇 月 〇 日

申請者氏名

〇〇 〇〇